

中小企業の成長を後押しする法人税制改革を

平成 26 年 5 月
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国商店街振興組合連合会

1. 中小企業の軽減税率、小規模法人特例の創設を含む法人 実効税率の引き下げを

- ◆ 経済の好循環実現に向け、地域経済を牽引する中小企業の成長に大きく寄与する法人実効税率の海外主要国並み 20% 台への引き下げが必要である。
- ◆ 同時に、中小企業ならびに中小企業組合の軽減税率についても、アジア諸国をはじめとする海外との競争に打ち勝てる水準へ拡充（税率 10%、適用所得金額の拡大）すべきである。
- ◆ また、小規模企業振興基本法に基づく施策の一つとして、資本金 3 千万円以下の小規模法人に対する軽減措置を導入すべきである。

2. 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対

- ◆ 代替財源の議論にあがっている法人事業税の外形標準課税は、従業員給与に課税するためアベノミクスの賃上げ政策に逆行する。
- ◆ 地域の雇用を支え、労働分配率が 8 割にも達する中小企業への適用拡大は、赤字法人 175 万社が増税とその影響が甚大であり断固反対する。

3. 欠損金繰越控除をはじめ中小企業税制の縮減反対

- ◆ 欠損金繰越控除の利用制限（92 万社の利用企業が増税）や、中小法人向け租税特別措置の利用制限、留保金課税の中小企業への拡大など、中小企業にこれ以上の負担を課すことは反対である。